広島県告示第九百六十二号

る同法第三十条の規定による通知ができないので、 大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用す 九条の規定によって、次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を農林水産 の内容を廿日市市役所の掲示場に掲示した。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十 同法第百八十九条の規定によって、 通知

平成十九年十月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

廿日市市吉和字吉和東一五八九の一	廿日市市吉和字吉和西一五八五	廿日市市吉和字吉和西一五八三の一○ 廿日市市吉和字吉和西一五八三の四	所 在 場 所
上口三貴岡口三知 見 見 見 死 英 寛 登 、 英 寛 登	貴 上 口 三 貴 田 東 英 英 英 英 英 寛 久	中村尾口三貴本上房晃、英寛 知子、英寛	所
野文仁、野文、	貴田寛仁、貴田久上知久、小林房子口晃、野口昌子、三宅英文、西尾歌貴田寛仁、貴田久	香久 野文仁	有
口昌子、野中長男、後藤雄太郎、四昌子、野中長男、後藤雄太郎、九田邦彦、森川武文和田邦彦、森川武文和田邦彦、森川武文		日 日 日 日 子 、 野 中 長 中 本 都 志 子 、 野 中 長	者
野中長男、後藤雄太郎、美子、三棣優、牧山雅一、美子、三浦研、三浦大五、森川武文、森川武文	美子、三浦研、村上寛 、村上寛 、村上寛 、日根優、	志子 野中長男、後 手、三浦研 美子、三浦研	の
、三浦大五、三浦大五、 、三浦大五、 、三浦大五、 、東雄太郎、	:研、三浦大五: 後藤雄太郎、 後藤雄太郎、	K男、後藤雄太郎、 工根優、牧山雅一、 三浦研、三浦大五	氏
村野、 松野	五郎、大野郎、村野、	西野、五	名

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について